

公立大学法人横浜市立大学附属病院 地下水浄化供給業務委託
仕様書

1 地下水浄化供給設備について

(1) 井戸・地下水浄化供給設備の設置

ア 地下水浄化供給設備の井戸を掘削する。

水質、各種規制及び関係法令に問題が無いと判断できる位置より取水するものとする。

井戸の試掘調査を行い、地下水量及び地下水質等の調査実施の上、報告書を作成し、当病院の確認を得ること。

イ 試掘結果に基づいて機器構成図を作成し当院の確認を得ること。なお、試掘した段階において本事業に必要な地下水量及び地下水質が確保できない場合は、当院と協議すること。要した費用は全て受託者の負担とする。

ウ 関係機関に対して必要な調整・手続きを行うこと。(揚水試験及び専用水道の届出等を含む。)

エ 浄化水の供用開始前に、試運転調整を実施し、試運転調整記録を当病院へ提出し確認を得ること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足していない場合は、適正な是正措置を講じること。

オ 井戸は、災害時に液状化による抜け上がりや噴砂・噴水によるポンプの停止、本体の屈曲・破断及び接続管との接合部の損傷等をきたさないよう、必要な措置を講じること。また、井戸の掘削では、関係法令及び条例を遵守すること。

カ 地下水浄化供給設備の簡易操作マニュアルを作成し、当院が定める必要な時期に説明会を開催すること。

キ 必要に応じて騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき隣地境界における騒音測定を実施し、測定記録を当病院へ提出すること。

ク 以下の書類・図書等を提出すること。

(ア) 設備図面

(イ) 機器完成図書

(ウ) 試運転調整記録

(エ) 関係機関届出書類の写し

(2) 地下水浄化設備

ア 公立大学法人横浜市立大学附属病院の敷地内に設置し、屋外仕様とすること。

イ 災害時の病院機能の維持を確実に図ることを目的としており、災害時において有効に機能すること。(停電時の電力は病院の非常用発電を使用できるものとする。)

ウ 保安上（第三者の侵入等）に関する対策がなされていること。

エ 浄化方式は「膜ろ過方式」とし、使用する膜は一般社団法人膜分離技術振興協会・水道用膜モジュールの認定を取得したものとする。

オ 導水設備、送水設備、排水設備、遠隔監視装置、配線、給排水管、建屋及び防護柵等の必要な設備を設置すること。

カ 浄化水は既設の受水槽へ供給するものとし、供給量は調整できるようにすること。

キ 地下水浄化供給設備内で発生する排水にかかる下水道料金は受託者が負担することとする。

ただし、発生する排水で清浄なものに限り雨水放流できることとするが、雨水放流に必要な水質分析等の手続きは、受注者にて見込むこと。

下水道までの排水管路は受注者の負担にて接続すること。

ク 制御盤を設置し、警報発生内容、供給量、残留塩素濃度、pH 及び濁度等が表示できるようにすること。また、管理上必要な項目を増やせるようにし、当院の総務課施設担当職員が地下水浄化供給設備の状況をいつでも確認できるようにすること。

ケ 全自動運転とし、異常が発生した場合に地下水浄化供給設備からの供給を自動的に停止するとともに水道水に自動的に切替えられるものとする。

コ 地下水浄化供給設備の設置及び運用にあたっては、病院運営及び地域住民等に影響が出ないよう防音対策及び振動対策を講ずること。

サ 業務の対象である設備が国土交通大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）制定又は監修技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。

シ 病院機能に支障を生じさせることなく、安全かつ快適な環境を守るため適切に管理し、関係法令を遵守すること。

(3) 水質管理等

ア 浄化水は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条の水質基準を満たすものであること。また、水道法第 20 条第 1 項の規定に基づき水質検査を行い、書面にて報告すること。

以下の水質基準に適合すること

- ・ 水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日施行厚生労働省令第 101 号）
- ・ 社団法人日本冷凍空調工業会（JRA）冷凍空調機用ガイドライン

イ 使用する薬品は、運用開始前に当院の確認を得ること。

ウ 薬品用のタンクは施錠できる仕様とし、厳重に管理すること。また、薬品の補充は全て受注者の負担で行うこと。

エ 水質検査は、水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に行わせ、その費用は受託者が負担すること。

(4) 運営維持管理

ア 電話回線等を用いた受託者の所有する遠隔監視装置を設置すること。当該遠隔監視装置は、地下水揚水量、処理水量、導電率、濁度、pH 値、残留塩素等及び機器設備の稼働状況を常時確認でき、各データの経時変化をグラフ化し記録できるものとし、異常等の内容を確認できる機能を有し、警報等の内容についてもデータを記録保存することができること。

イ 受水槽の水位による上限及び下限警報を遠隔監視できること。

ウ 公立大学法人横浜市立大学附属病院への警報出力は、受託者が設置する制盤内に出力端子を用意し、エネルギーセンターまで配線することとし、費用は受託者の負担とする。

なお、警報発生内容、残留塩素数値、残留塩素履歴、1 日あたりの給水量、設備のバルブ状態が常時監視できるようにすること。

エ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 15 条等の関連法規で規定された基準に基づき、定期水質分析検査等を行うこと。（実施及び報告書の作成等の諸手続きを含む。）

オ 必要となる交換部品、薬品、構成機器等の修理及び交換費用等は全て受託者の負担とするこ

と。

カ 地下水浄化供給設備の維持管理は予防保全を基本とし、水道法等に基づく法定点検等を実施すること。

キ 受注者は、納入メーカーが定める定期点検項目及びその他必要な項目の点検を実施すること。なお、点検の実施日は当院と協議すること。

ク 週報、月報、年報及び残留塩素濃度記録等を報告すること。

(5) 緊急時対応について

ア 地下水浄化供給設備に何らかの異常が発生した場合は、受託者の監視拠点に警報を発報すること。また、必要に応じた緊急修理対応を行うものとし、直ちに対応できる体制を整備していること。

イ 遠隔監視装置による警報発報時には、直ちに自動で地下水浄化供給設備からの供給を停止するとともに水道水に自動的に切替えられること。また、地下水浄化供給設備に異常を認めた場合にも、任意に切替えられるものとする。

(6) 災害対応について

ア 災害時も浄化水を供給できるものとし、当院の指示に従い災害対応に協力すること。

イ 災害時に地下水量や地下水質に変化があった場合、速やかに状況を確認し必要に応じて水質検査等を行える体制を整備すること。

(7) 補償等

ア 受託者の責により、当院の施設設備、患者・職員及び第三者に損害を与えた場合は、損害賠償を行うこと。このための損害賠償責任保険に加入していること。

イ 契約期間中において、天災地変、法令改正及びその他やむを得ない事情がある場合を除き、地下水浄化供給設備の不具合等により浄化水量・浄化水質に変動が生じた場合は、双方協議の上、改善策を講ずること。

(8) 設備の設置について

井戸、地下水浄化供給設備及び接続先の既存雑用水槽及び上水用水槽（災害等緊急時のみ使用）への接続等については、参考資料「図面（参考図）」によるものとする。実際の配管・ケーブルのルートや接続先は協議によって決定する。

2 使用料金等

(1) 契約単価の算定

浄化水 1 m³あたりの単価を定め、その単価に当該月の浄化水供給量を乗じた金額を支払うものとする。なお、小数点以下の端数については切捨てるものとする。

(2) 行政財産使用許可及び土地の使用料金

地下水浄化供給設備は、公立大学法人横浜市立大学附属病院の敷地内に設置するものとする。受託者は当病院に対し、地下水浄化供給設備の設置を行い、当院の使用許可を得るものとする。土地の使用料金は無償とする。

(3) 電気料金及び下水道料金

受託者は、地下水浄化供給設備の逆洗及び濃縮排水に係る下水道使用量並びに電気使用量を計測するための専用子メーターを設置しなければならない。専用子メーターの設置費用は受託者の

負担とする。専用子メーターの計測に基づき当院が算定した電気料金及び下水道料金を当院の定める期日までに支払うこと。なお、リモート通信回線は、受託者が契約を行うものとし、費用は全て受託者の負担とする

(参考) 令和 7 年度 平均単価 (税込)

電気料金 : 22.6 円/kWh (燃料調整費等を含む)

下水道料金 : 502.96 円/m³

3 浄化水の供給

- (1) 浄化水の供給予定量は、水道水使用量の 80%以上とし、64,000 m³/年 (175 m³/日) 以上とする。
- (2) 受水槽に供給する浄化水を優先し、水道水との割合は受託者と協議の上、調整できるものとする。
- (3) 受託者は、浄化水の 1 年あたりの最低供給量を保証するものとする。ただし、以下に掲げる場合は、最低供給量保証の範囲外とする。
 - ア 関係法令の改正や関係機関の指導により地下水浄化供給設備の改修工事を要するとき。
 - イ 地下水浄化供給設備の第三者の故意又は重大な過失により受けた損傷に係る修理を要するとき。
 - ウ 天災等の不可抗力により修理を要するとき。
 - エ 地下水脈の枯渇、変動その他の自然要因による地下水揚水量の減少があったとき。
 - オ その他、受託者の責によらない理由があったとき。

(参考) 水道水(雑用水)使用量

令和 6 年度 : 77,097 m³

令和 7 年度 : 80,435 m³

4 事業関連資料の作成

(1) 事業計画書

当病院に提出し承認を得ること。なお、事業期間中に内容を変更する場合は、事前に当院と協議すること。

ア 事業方針

イ 事業組織図

ウ 事業工程表

エ 事業実施基準

オ 事業実施手順書

カ 連絡体制等 (緊急時を含む)

(2) 年間事業計画書

事業年度ごとに年間事業計画書を作成し、当院に提出して承認を得ること。なお、事業期間中に内容を変更する場合は、事前に当院と協議すること。

(3) 月次事業報告書

以下に記載する内容を月報告書として作成し、当院に提出すること。

ア 地下水揚水量及び浄化水供給量の計測記録

イ 地下水浄化設備の電気使用量の計測記録

ウ 地下水浄化設備の排水量（汚水、雨水）の計測記録

エ 各種計測データの解析結果

(4) 保守点検報告書

事業工程表に定める時期に、以下に記載する内容の保守点検報告書を作成し、当院に提出すること。

ア メーカーが定める定期点検記録

イ その他必要に応じて実施した保守点検記録